

コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

通番	該当項番	コメントの概要	金融庁の考え方
共通			
1	全般	<p>平成23年の警察白書(129頁)によれば、平成22年中におけるマネー・ローンダリング事犯の検挙件数のうち、暴力団構成員等によるものが組織犯罪処罰法違反で約43.9%、麻薬特例法違反で約55.6%を占めているとされる。そこで、取引の相手方が暴力団員もしくは暴力団関係者である、もしくはその疑いがあることは、厳格な顧客管理を行う必要性が特に高いと認められる取引を行う場合としての「顧客等又は代表者等になりすましている疑いがある場合」・「関連取引時確認に係る事項を偽っていた疑いがある顧客等」に該当するかを判断する際の一つの要素として考慮すべき内容であるという理解でよいか。</p>	<p>取引の相手方が暴力団員もしくは暴力団関係者である、もしくはその疑いがあることは、「顧客等又は代表者等になりすましている疑いがある場合」・「関連取引時確認に係る事項を偽っていた疑いがある顧客等」に該当するかを判断する際の一つの要素として考慮すべき内容であると考えられます。</p>
2	全般	<p>各監督指針の今回の改正においては、取引時確認の具体的内容、すなわち、</p> <ol style="list-style-type: none"> ①取引を行う目的、 ②当該顧客等が自然人である場合にあっては職業、当該顧客等が法人である場合にあっては事業の内容、 ③法人の事業経営を実質的に支配することが可能となる関係にある者がある場合にあっては、その者の本人特定事項、 <p>を確認するにあたって具体的な留意点が明記されているものではないが、各監督指針の「取引時確認・疑わしい取引の届出」の「意義」において、「反社会的勢力による民事介入暴力等の組織犯罪への対応策」や「反社会的勢力への対応を図ることにより」と謳われていることからすれば、貴庁は、金融機関における犯罪収益移転防止法に基づく取引時確認において、「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針について」(平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ)の趣旨を踏まえて、反社会的勢力との関係遮断を念頭に置いた運用及び態勢を構築する必要があると考えているという理解でよいか。</p>	

通番	該当項番	コメントの概要	金融庁の考え方
3	全般	各監督指針の「取引時確認・疑わしい取引の届出」の「意義」においては、「反社会的勢力による民事介入暴力等の組織犯罪への対応策」や「反社会的勢力への対応を図ることにより」と謳われていることから、貴庁としては、「取引時確認」の着眼点として、各監督指針の「主な着眼点」に記載された事項に留まることなく、反社会的勢力による取引の疑いに繋がる事項については、広くかつ注意深く留意し、確認すべきであると考えているという理解でよいか。	金融機関が「犯罪による収益の移転防止に関する法律」(以下「犯収法」という。)に基づく「取引時確認」及び「疑わしい取引の届出」を行うに際しては、「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」(平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ)の趣旨を踏まえ、反社会的勢力との関係遮断を念頭に置いて、態勢を整備し、適正にこれらを実施する必要があると考えます。
4	全般	各監督指針の「取引時確認・疑わしい取引の届出」の「意義」においては、「反社会的勢力による民事介入暴力等の組織犯罪への対応策」や「反社会的勢力への対応を図ることにより」と謳われていることから、貴庁としては、各監督指針において記載されている「取引時確認等の管理体制について問題があると認められる場合」の中には、反社会的勢力による取引の疑いに繋がる事項を確認する態勢に不備がある場合を含むという理解でよいか。	
5	全般	各監督指針の「取引時確認・疑わしい取引の届出」の「意義」においては、「反社会的勢力による民事介入暴力等の組織犯罪への対応策」や「反社会的勢力への対応を図ることにより」と謳われていることから、貴庁としては、「疑わしい取引」の着眼点として、各監督指針の「主な着眼点」に記載された事項に留まることなく、反社会的勢力による取引の疑いがある取引については、広く届出すべきと考えているという理解でよいか。	
6	全般	各監督指針の「取引時確認・疑わしい取引の届出」の「意義」においては、「反社会的勢力による民事介入暴力等の組織犯罪への対応策」や「反社会的勢力への対応を図ることにより」と謳われていることから、貴庁としては、各監督指針において記載されている「取引時確認等の管理体制について問題があると認められる場合」の中には、反社会的勢力による取引の疑いがある取引を届出する態勢に不備がある場合を含むという理解でよいか。	
7	全般	各監督指針の「取引時確認・疑わしい取引の届出」の「意義」においては、「反社会的勢力による民事介入暴力等の組織犯罪への対応策」や「反社会的勢力への対応を図ることにより」と謳われていることから、貴庁としては、反社会的勢力への対応を図る前提として、顧客管理体制の整備も、当然、反社会的勢力への対応を念頭に置いたものであることを要しているという理解でよいか。	

通番	該当項番	コメントの概要	金融庁の考え方
8	<p>「主要行等向けの総合的な監督指針(本編)」 III-3-1-3-1-2 (1)②</p> <p>「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針(本編)」 II-3-1-3-1-2 (1)②</p> <p>「信託会社等に関する総合的な監督指針(本編)」 3-5-9(2)①ロ</p> <p>「金融検査マニュアル」 法令等遵守態勢の確認検査用チェックリスト III. 1. (3)</p>	<p>今回の該当箇所の記述については、コルレス契約について、犯収法施行を踏まえて内容が充実し、より態勢を重視していく姿勢が感じられる記述ぶりとなっている印象を持っている。</p> <p>その中で、監督指針における現行の記述においては、「(略)態勢が整備されているか。」という記述であるのに対して、改正案が「(略)以下の体制が整備されているか。」(信託会社等に関する総合的な監督指針は、「(略)以下に準じた体制の整備に努めているか。」)という記述となっており、「態勢」が「体制」にあえて修正されているが、この趣旨は、どのようなものか。</p>	<p>本項(コルレス契約の締結・継続に係る体制整備)については、犯収法第10条に基づき「特定金融機関の体制の整備」について規定している「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則」(以下「犯収法施行規則」という。)第25条を踏まえて文言を改めたものです。</p>
「主要行等向けの総合的な監督指針」、「金融検査マニュアル」			
9	<p>「主要行等向けの総合的な監督指針(本編)」 III-3-1-3-1-1 (1)</p>	<p>「主要行等向けの総合的な監督指針」改正案III-3-1-3-1-1(1)は、組織犯罪等の例として、総会屋利益供与事件とヤミ金融を掲げている。しかし、最近の経緯を見ると、取引時確認制度等の軸足は、マネー・ローンダリングやテロ資金供与対策に移っているように思われる。したがって、同所の「ヤミ金融」の後に「資金洗浄(マネー・ローンダリング)、テロ資金供与」を加えるべきだと考える。</p> <p>また、中小・地域金融機関と信託会社等の指針についても、同様とすべきだと考える。</p>	<p>ご意見を踏まえ、「公共性を有し、経済的に重要な機能を営む銀行が、例えば総会屋利益供与事件、いわゆるヤミ金融や、テロ資金供与、マネー・ローンダリング等の組織犯罪等に関与し(以下略)」と修正します。</p>

通番	該当項番	コメントの概要	金融庁の考え方
10	<p>「主要行等向けの総合的な監督指針(本編)」 III-3-1-3-1-2 (1)②口。</p> <p>「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針(本編)」 II-3-1-3-1-3 (1)②口。</p> <p>「金融検査マニュアル」 法令等遵守態勢の確認検査用チェックリスト III. 1. (3) (ii)</p>	<p>「責任分担について文書化する等して明確に把握する」の「等」には、文書化のほか、例えば、Wolfsberg のQuestionnaire等で相手方の金融機関のAML 対策を確認する等の現行の国際的な実務が含まれると理解してよいか。</p>	<p>「文書化」はあくまでも例示であり、「文書化」のほか、例えば、「質問票」を利用してコルレス先のマネー・ローンダリング対策を確認する等の国際的な実務慣行に則った対応によって、コルレス先との責任分担について明確にするなどの対応が考えられません。</p> <p>なお、当該箇所については、「コルレス先とのテロ資金供与やマネー・ローンダリングの防止に関する責任分担について文書化する等して明確にするよう努めているか」と修正します。</p>
11	<p>「主要行等向けの総合的な監督指針(本編)」 III-3-10-2(4)①</p> <p>「金融検査マニュアル」 法令等遵守態勢の確認検査用チェックリスト III. 1. (4) (i)</p>	<p>(1)本件の対象は、本邦金融機関の営業拠点に位置付けられる支店及び現地法人であり、本邦金融機関の子会社である他の金融機関等は対象ではないとの理解でよいか。</p> <p>もし、こうした海外子会社が対象に含まれる場合、異なる法制下にある海外の国・地域にあることや、業務運営の実態、本邦金融機関の支配力を考慮した対応を行うことでよいか。</p> <p>(2)また、「国内におけるのと同様に、III-3-1-3(組織犯罪等への対応)を適切に行うよう努める」について、「III-3-1-3」は本邦金融機関に対する犯収法上の義務の適切な履行を求めているが、異なる法制下にある海外の国・地域においては、取引時確認の方法や必要とされる確認書類等が異なる等「国内におけるのと同様に」犯収法上の義務を履行することが困難な場合があることに鑑み、「組織犯罪等への対応に関して国内と同水準に適切に行うよう努める」(所在国の法制度の内容も踏まえた上で国内と同水準の適切なマネロン対策を行うよう努めるとの趣旨)としていただきたい。</p>	<p>(1)「主要行等向けの総合的な監督指針」における「海外営業拠点」とは海外の「支店、現地法人等」、「金融検査マニュアル」における「海外拠点」とは「海外支店、現地法人及び駐在員事務所等」とされており、いずれも、必ずしも「本邦金融機関の子会社である他の金融機関等」を排除しておりません。</p> <p>ただし、こうした金融機関等については、国内金融機関本体の「実質的支配力が十分でない」場合等も考えられることから、国内金融機関本体による実質的支配力の程度、海外(営業)拠点の業務運営実態、リスクの度合い等に応じて、実効性のある「テロ資金供与及びマネー・ローンダリング対策」に努めていただく必要があると考えております。</p> <p>(2)ご意見を踏まえ、「国内におけるのと同水準で、テロ資金供与及びマネー・ローンダリング対策を適切に行うよう努めているか」と修正します。</p>

通番	該当項番	コメントの概要	金融庁の考え方
12	「主要行等向けの総合的な監督指針(本編)」 III-3-10-2(4)①	金融機関がFATF加盟国に設置している海外営業拠点(支店)において、FATF勧告を踏まえた現地法令を遵守する態勢を整備している場合には、犯収法で定める取引時確認の実務の一部を履行できなくても許容されるとの理解でよいか。 例えば、現地法令や商慣行等を踏まえると、法人顧客の代表者等である個人については、生年月日または住所等の情報取得ができないようなケースはどうなるか。	海外営業拠点においても、適用される現地の法令等が認める限度において、国内におけるのと同水準で、テロ資金供与及びマネー・ローンダリング対策を適切に行うよう努めることが求められるところです。例えば、海外の情報保護法制下において、法人の取引担当者個人の情報を開示することにつき慎重な対応が求められており、国内と同水準の取引時確認を行うことができない場合には、現地の法令等が認める限度において、テロ資金供与及びマネー・ローンダリング対策を適切に行うよう努める必要があります。
13	「主要行等向けの総合的な監督指針(本編)」 III-3-10-2(4)② 「金融検査マニュアル」 法令等遵守態勢の確認検査用チェックリスト III. 1. (4) (ii)	「より高い基準」とは、現地と日本の法令の詳細手順(例:記録化の手法等)の形式的な比較によるものではなく、「必要とされるAML対策の基準」を比較して、実質的により高い基準に即した対応を行っているかに着眼しているものと考えてよいか。	貴見のとおりです。
14	「主要行等向けの総合的な監督指針(本編)」 III-3-10-2(4)③ 「金融検査マニュアル」 法令等遵守態勢の確認検査用チェックリスト III. 1. (4) (iii)	「情報提供」の対象となる「海外営業拠点が国内におけるのと同様の適切なテロ資金供与及びマネー・ローンダリング対策を講じることができない場合」の定義があいまいで、具体的にどのような場合かを明確にしていきたい。例えば、海外の情報保護法制下において、本邦との疑わしい取引に関する情報共有ができない場合等は本件の対象外との理解でよいか。また、上記定義は、FATFのSTATEMENTにおけるHigh-risk and non-cooperative jurisdictionsに記載されている国・地域に拠点が所在する場合を指すわけではなく、現地の法制度等が支障となって、事業者の実務として本邦法令の趣旨に則った対策を講じることができるかどうかという観点で考えるということによいか。	「海外(営業)拠点が国内におけるのと同水準の適切なテロ資金供与及びマネー・ローンダリング対策を講じることができない場合」とは、海外の特定の国における「テロ資金供与及びマネー・ローンダリング対策」を国内におけるそれと比較し、各々の具体的な対策の実効性等を総合衡量のうえ、テロ資金供与及びマネー・ローンダリングに関するリスクを十分に回避することができないと判断される場合を指します。 海外の情報保護法制下において、本邦との疑わしい取引に関する情報共有ができないことは、上記判断の考慮事情の一つとはなり得ますが、それをもって直ちに「テロ資金供与及びマネー・ローンダリング対策を講じることができない場合」に該当するというものではなく、上記のとおり、総合衡量のうえ、判断する必要があります。
15	「金融検査マニュアル」 法令等遵守態勢の確認検査用チェックリスト III. 1. (4)	「海外拠点」には、預金口座開設をはじめとする営業活動を行っていない駐在員事務所は、含まれないとの理解でよいか確認したい。	金融検査マニュアル上、「海外拠点」には駐在員事務所も含まれますが、営業活動を行っておらず、テロ資金供与及びマネー・ローンダリングに利用されるリスクがない駐在員事務所は、本項の態勢整備を行う必要はありません。

通番	該当項番	コメントの概要	金融庁の考え方
「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」、「金融検査マニュアル」			
16	<p>「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針(本編)」 II-3-1-3-1-2 (1)②</p> <p>「金融検査マニュアル」 法令等遵守態勢の確認検査用チェックリスト III. 1. (3)</p>	<p>コルレス先と書面による契約を取り交わさず、SWIFTのRMA (Relationship Management Application)機能を利用して相互にSWIFTネットワーク上で資金移動の指図・信用状の開設等のメッセージのやり取りを許容し合う関係を構築しているような場合についても、コルレス契約を締結していることと同等の取扱いとなると理解してよいか。</p>	<p>貴見のとおりです。</p>
17	<p>「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針(本編)」 II-3-1-3-1-2 (1)②イ.</p> <p>「金融検査マニュアル」 法令等遵守態勢の確認検査用チェックリスト III. 1. (3) (i)</p>	<p>「コルレス先の顧客基盤、業務内容、テロ資金供与やマネー・ローンダリングを防止するための体制整備の状況及び現地における監督当局の当該コルレス先に対する監督体制等について情報収集に努め」とあるが、例えば、コルレス先が、主要な金融機関が参加しているバンカーズ・アルマナック(Bankers Almanac)のWebサイトに、マネー・ローンダリング防止質問書(Anti-Money Laundering Questionnaire)の回答を掲載している場合には、その内容を収集・確認することでよいか。</p> <p>また、当該コルレス先が質問書の回答をWebサイトに掲載していない場合には、その質問書を当該コルレス先に送付し回答を得るといった方法が認められるという理解でよいか。</p>	<p>「コルレス先の顧客基盤、業務内容、テロ資金供与やマネー・ローンダリングを防止するための体制整備の状況及び現地における監督当局の当該コルレス先に対する監督体制等」についての情報収集方法、「コルレス先がその保有する口座を架空銀行に利用させないこと」の確認方法としては、例えば、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コルレス先が、バンカーズ・アルマナック(Bankers Almanac)のWebサイトに、マネー・ローンダリング防止質問書(Anti-Money Laundering Questionnaire)の回答を掲載している場合には、その内容を確認する ・コルレス先が、質問書の回答を上記Webサイトに掲載していない場合には、質問書を当該コルレス先に送付し回答内容を確認する <p>等の国際的な実務慣行に則った対応が考えられるところです。</p>
18	<p>「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針(本編)」 II-3-1-3-1-2 (1)②イ.</p> <p>「金融検査マニュアル」 法令等遵守態勢の確認検査用チェックリスト III. 1. (3) (i)</p>	<p>「コルレス先の顧客基盤、業務内容、テロ資金供与やマネー・ローンダリングを防止するための体制整備の状況及び現地における監督当局の当該コルレス先に対する監督体制等について情報収集に努め」と規定されているが、具体的にどの程度までの確認をすればよいかご教示いただきたい。</p>	<p>「コルレス先の顧客基盤、業務内容、テロ資金供与やマネー・ローンダリングを防止するための体制整備の状況及び現地における監督当局の当該コルレス先に対する監督体制等」についての情報収集方法、「コルレス先がその保有する口座を架空銀行に利用させないこと」の確認方法としては、例えば、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コルレス先が、バンカーズ・アルマナック(Bankers Almanac)のWebサイトに、マネー・ローンダリング防止質問書(Anti-Money Laundering Questionnaire)の回答を掲載している場合には、その内容を確認する ・コルレス先が、質問書の回答を上記Webサイトに掲載していない場合には、質問書を当該コルレス先に送付し回答内容を確認する <p>等の国際的な実務慣行に則った対応が考えられるところです。</p>

通番	該当項番	コメントの概要	金融庁の考え方
19	<p>「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針(本編)」 II-3-1-3-1-2 (1)②ハ。</p> <p>「金融検査マニュアル」 法令等遵守態勢の確認検査用チェックリスト III. 1. (3) (iii)</p>	<p>「コルレス先がその保有する口座を架空銀行に利用させないこと」と規定されているが、具体的にどの程度までの確認をすればよいのか、ご教示いただきたい(例えば、BANKERS Almanacやコルレス先のWebサイトの確認など、金融機関の任意の方法により行うことで足りるのか)。</p>	
20	<p>「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針(本編)」 II-3-1-3-1-2 (1)②ロ。</p> <p>「金融検査マニュアル」 法令等遵守態勢の確認検査用チェックリスト III. 1. (3) (ii)</p>	<p>「コルレス先とのマネー・ローンダリングに関する責任分担について文書化する等して明確に把握するよう努めているか。」とあるが、責任分担の内容や文書化の方法についてどのようなことを具体的に想定しているか提示いただきたい。</p>	
21	<p>「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針(本編)」 II-3-1-3-1-2 (1)②ロ。</p> <p>「金融検査マニュアル」 法令等遵守態勢の確認検査用チェックリスト III. 1. (3) (ii)</p>	<p>「マネー・ローンダリングに関する責任分担を文書化する等」と規定されているが、海外のコルレス先との責任分担とは何か、具体的な内容を明示してもらいたい。</p> <p>また、「責任分担を文書化する等」とは、どのような形式のものを想定しているのか、ご教示いただきたい。</p>	<p>「コルレス先との責任分担」とは、テロ資金供与やマネー・ローンダリングを防止するために義務付けられた措置について、どちらの金融機関が行うかについての分担をいいます。テロ資金供与及びマネー・ローンダリングを防止するためには、コルレス先との責任分担について明確にしておくことは重要であると考えます。</p> <p>また、「文書化」はあくまでも例示であり、コルレス先と契約書を取り交わすほか、例えば、「質問票」を利用してコルレス先のマネー・ローンダリング対策を確認する等の国際的な実務慣行に則った対応によって、コルレス先との責任分担について明確にするなどの対応が考えられます。</p>
22	<p>「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」 II-3-1-3-1-2 (1)②ロ。</p>	<p>コルレス先と1先ごとに個別に交渉し、文書をもって責任分担を明確化することは、現実的には非常に困難である。</p> <p>(1)の②のイの定めのとおり、コルレス先のマネー・ローンダリングを防止するための体制整備等について情報収集に努め、コルレス先の適正評価を行うことによって、コルレス先のマネー・ローンダリングに関する責任を把握していることから、責任分担の文書化の必要はないのではないか。</p>	<p>なお、上記の趣旨を明確化するため、「コルレス先とのテロ資金供与やマネー・ローンダリングの防止に関する責任分担について文書化する等して明確にするよう努めているか。」と修正します。</p>

通番	該当項番	コメントの概要	金融庁の考え方
23	「中小・地域金融機関 向けの総合的な監督 指針(本編)」 II-3-1-3-1-2 (1)②ロ。	仮に責任分担を明確化することになった場合、「マネー・ローン ダリングに関する責任分担」とは、具体的にどのようなことを言う のか。	
24	「中小・地域金融機関 向けの総合的な監督 指針(本編)」 II-3-1-3-1-2 (3)ハ。 「金融検査マニュアル」 法令等遵守態勢の確 認検査用チェックリスト III. 1. (1)④(iii)ハ。	「犯罪による収益の移転防止に関する制度の整備が十分に行 われていないと認められる国又は地域」とは、改正犯収法施行令 12条2項に定める国又は地域を指すものと思われるが、それでよ いか。 「犯収法施行令12条2項に定める国又は地域」であることを明 記してほしい。(条文を明記してほしい。)	貴見のとおり、「犯罪による収益の移転防止に関する制度の整 備が十分に行われていないと認められる国又は地域」とは、「犯 罪による収益の移転防止に関する法律施行令」第12条第2項に 定める国・地域を指します。 また、ご意見を踏まえ、「犯罪による収益の移転防止に関する 法律施行令第12条第2項に定める、犯罪による収益の移転防止 に関する制度の整備が十分に行われていないと認められる国又 は地域(以下略)」と修正します。
「金融商品取引業者向けの総合的な監督指針」			
25	「金融商品取引業者向 けの総合的な監督指 針」 III-2-6(1)④	「海外営業拠点」の定義、並びに当該テロ資金供与及びマ ネー・ローンダリング対策が海外営業拠点にも及ぶ理由(IV-5 柱書きのようなもの)を明示いただきたい。	「海外営業拠点」は、海外の「支店、現地法人等」を指します。 ただし、海外の現地法人等については、国内金融機関本体の 「実質的支配力が十分でない」場合等も考えられることから、国内 金融機関本体による実質的支配力の程度、海外営業拠点の業 務運営実態、リスクの度合い等に応じて、実効性のある「テロ資 金供与及びマネー・ローンダリング対策」に努めていただく必要が あると考えております。 また、犯収法は、国際的なテロ資金供与及びマネー・ローンダ リング規制の要請に適う国内実施法制としての意義があることか ら、国内の金融機関においては、海外営業拠点についても、テロ 資金供与及びマネー・ローンダリング対策を適切に行うよう努め る必要があります。

通番	該当項番	コメントの概要	金融庁の考え方
26	「金融商品取引業者向けの総合的な監督指針」 III-2-6(1)④イ.	一例として、海外においては、法人の取引担当者個人の情報を開示することにつき本邦よりも慎重な場合が多いが、「国内におけるのと同様に」とすると、本邦基準の取引時確認等を行わない限り、取引を行ってはならないということにならないか。他の場合を含め、現地の法令や慣行に即さない確認(国内におけるのと同様の態勢)を行うことを強要することは困難と考えられるが、履行できない場合態勢不備となってしまうのか。	海外営業拠点においても、適用される現地の法令等が認める限度において、国内におけるのと同水準で、テロ資金供与及びマネー・ロンダリング対策を適切に行うよう努めることが求められるところです。例えば、海外の情報保護法制下において、法人の取引担当者個人の情報を開示することにつき慎重な対応が求められており、国内と同水準の取引時確認を行うことができない場合には、現地の法令等が認める限度において、テロ資金供与及びマネー・ロンダリング対策を適切に行うよう努める必要があります。 また、ご意見を踏まえ、「国内におけるのと同水準で、テロ資金供与及びマネー・ロンダリング対策を適切に行うよう努めているか」と修正します。
27	「金融商品取引業者向けの総合的な監督指針」 III-2-6(1)④ロ.	「ロ」に「より高い基準に即した対応を行うよう努めているか」とあるが、現地法制に即した対応を行うことは当然のことであり、本条項は不要ではないか。また、「国内よりも高い基準」における「高い」とは、具体的にはどのように判断するのか。	「現地のテロ資金供与及びマネー・ロンダリング対策のために求められる義務の基準が、国内よりも高い基準である場合」において、国内金融機関の海外営業拠点が、現地当局に対する関係において、「現地法制に即した対応を行うことは当然のこと」であるのはご指摘のとおりです。本項は、国内金融機関に対し、我が国当局との関係においても、海外営業拠点につき、「現地法制に即した対応を行うこと」を求める趣旨を明らかにしたものです。 また、「国内よりも高い基準」については、テロ資金供与及びマネー・ロンダリング対策の実効性を比較して、実質的に判断する必要があります。
「保険会社向けの総合的な監督指針」、「保険検査マニュアル」			
28	「保険会社向けの総合的な監督指針(本編)」 II-3-9-2	II-3-9-2には、冒頭に「保険契約の不正利用について」とあるが、「保険契約の不正利用についての」という限定を設けることは、取引時確認の趣旨に照らして妥当ではなく、反社会的勢力との関係遮断を求める社会的要請に合致しないと考えられる。したがって、「保険契約の不正利用について」は、「保険取引に関連して」といったような表現に改めるべきである。	ご意見を踏まえ、「保険会社の業務に関して」と修正します。

通番	該当項番	コメントの概要	金融庁の考え方
29	<p>「保険会社向けの総合的な監督指針(本編)」II-3-9-2(1)</p> <p>「保険検査マニュアル」法令等遵守態勢の確認検査用チェックリスト III. 4. (1)④(iii)</p>	<p>ここでいう「取引時確認」については、犯収法第4条および同政省令(犯収法施行規則第13条等)に基づいた取引時確認を実施することを求めるものであり、法令を超えた対応を求めるものではないという理解でよい。</p>	<p>貴見のとおりです。</p>
30	<p>「保険会社向けの総合的な監督指針(本編)」II-3-9-2(2)</p> <p>「保険検査マニュアル」法令等遵守態勢の確認検査用チェックリスト III. 4. (3)</p>	<p>当該記載は、現地の法令等が認める限度において、各社が態勢整備に努めることが必要と認識しているが、その認識の下、保険会社本体による統制の程度に応じて、各社が適切に判断すれば良いという理解でよい。</p>	<p>犯収法は、国際的なテロ資金供与及びマネー・ローンダリング規制の要請に適う国内実施法制としての意義があることから、国内の保険会社においては、海外(営業)拠点についても、テロ資金供与及びマネー・ローンダリング対策を的確に行うため、国内保険会社本体による実質的な支配力の程度、海外(営業)拠点の業務運営実態、リスクの度合い等に応じて、態勢整備に努めていただく必要があります。</p>
31	<p>「保険会社向けの総合的な監督指針(本編)」II-3-9-2(2)①</p>	<p>海外拠点の対応において、当該現地当局が損害保険商品のリスクが低いと判断してテロ資金供与及びマネー・ローンダリングの確認対象から除外している国・地域においては、テロ資金供与及びマネー・ローンダリングに関するリスクを考慮してそれが妥当と判断する場合には、当該現地当局の判断に倣うことも可能と理解してよろしい。</p>	
32	<p>「保険会社向けの総合的な監督指針(本編)」II-3-9-2(2)</p> <p>「保険検査マニュアル」法令等遵守態勢の確認検査用チェックリスト III. 4. (3)</p>	<p>監督指針における「海外営業拠点(支店・現地法人等)」及び検査マニュアルの「海外拠点」とは、FATFによる「40の勧告(22)」に示されている「海外の支店及び株式の過半を所有する子会社」が対象であり、株式の過半を所有していない海外営業拠点は対象ではないという理解でよい。仮に、こうした株式の過半を所有していない海外営業拠点についても対応が必要であるとした場合、例えば、実質支配力が十分でない子法人等については、アンケートで適宜モニタリングを実施するという対応も認められるか。</p>	<p>「保険会社向けの総合的な監督指針」における「海外営業拠点」とは海外の「支店、現地法人等」、「保険検査マニュアル」における「海外拠点」とは「海外支店、現地法人及び駐在員事務所等」とされており、いずれも、必ずしも「株式の過半を所有していない海外(営業)拠点」を排除しておりません。</p> <p>ただし、「株式の過半を所有していない海外(営業)拠点」については、国内保険会社本体の「実質的支配力が十分でない」場合等も考えられることから、国内保険会社本体による実質的支配力の程度、海外(営業)拠点の業務運営実態、リスクの度合い等に応じて、実効性のある「テロ資金供与及びマネー・ローンダリング対策の態勢の整備」に努めていただく必要があると考えております。</p> <p>なお、実効性があると認められる限り、「実質的支配力が十分でない子法人等」について、「アンケートで適宜モニタリングを実施するという対応」も、「テロ資金供与及びマネー・ローンダリング対策の態勢の整備」の一手法として考えられるところです。</p>

通番	該当項番	コメントの概要	金融庁の考え方
33	<p>「保険会社向けの総合的な監督指針(本編)」II-3-9-2(2)①</p> <p>「保険検査マニュアル」法令等遵守態勢の確認検査用チェックリスト III. 4. (3) (i)脚注18</p>	<p>「特に、FATF勧告を適用していない又は適用が不十分である国・地域」とは、FATF声明における「資金洗浄・テロ資金供与対策上、戦略的欠陥を有する国・地域」を指しているという理解でよい。</p>	<p>「特に、FATF勧告を適用していない又は適用が不十分である国・地域」には、FATF声明における「資金洗浄・テロ資金供与対策上、戦略的欠陥を有する国・地域」に限らず、その他のFATF勧告の適用が不十分な国・地域も含まれます。</p>
34	<p>「保険検査マニュアル」オペレーショナル・リスク等管理態勢の確認検査用チェックリスト III. 2. (1)④</p>	<p>「保険検査マニュアル 新旧対照表」の10ページに記載されている「インターネットを利用した取引の管理」で「モラルリスク回避、マネー・ローンダリング防止等の観点から取引時確認を行っているか。」について、どのような方法で確認するのか規定が無いので、なりすましや偽名を騙るなど、本人確認や代理人確認などの確認行為が全くできない恐れがあると思われます。何がしかの確認方法は記載すべきと考えます。</p>	<p>「取引時確認」については、犯収法第4条第1項において、「主務省令で定める方法により」行うこととされており、「インターネットを利用した取引」を含め、非対面取引においては、同項を受けた犯収法施行規則第5条第1項第1号ハ等で定められた方法により、確認を行うことが考えられます。</p>
「貸金業者向けの総合的な監督指針」			
35	<p>「貸金業者向けの総合的な監督指針(本編)」II-2-4(1)ハ.</p>	<p>「犯罪による収益の移転防止に関する制度の整備が十分に行われていないと認められる国又は地域に居住し又は所在する顧客等との取引等」とは、犯収法第4条第2項第2号に規定する取引を指し、「国又は地域」は、犯収法施行令第12条第2項に規定する国又は地域を指すものとの理解でよい。</p>	<p>貴見のとおりです。</p>